

放射線業務従事者の線量限度について

問題の所在

- 福島第一原子力発電所では、災害の拡大防止に向けて、高線量の環境下で、多数の専門技術者が懸命に作業に取り組んでいる。こうした緊急時作業をより円滑に行うため、福島第一、第二原発に限り、線量限度を250mSvに引き上げたところ。
- 一方で、(緊急時作業とは異なる)平常時の被ばく線量規制として、「5年間100mSv」、「1年間50mSv」との規制が残存している。緊急時作業は、この規制とは別枠のものとし、福島第一原発のオペレーションと今後の原子力安全管理に重大な弊害を招くおそれがある。

緊急時作業の影響

- 福島第一原発での作業は、BWR 2大プラントメーカー東芝・日立(協力会社を含む。)が日本全国で抱える約3300名の熟練技術者を動員して実施。メーカーによれば、今後の緊急時作業により
- 100mSvを超える者が約320名
 - 50mSvを超える者が約1,600名
- に上ると試算される。緊急時の線量限度が平常時の線量限度の内数とされた場合、緊急時作業従事者は、当面、原子力発電所での作業に従事できなくなる。結果、全国で活動可能な熟練作業員は1500名程度に落ち込む。また、熟練技術者は放射線下で、原子炉等の特殊機器に関する作業を実施する内部登用の特殊技能者であり、国内外に代替要員を求めることや、短期間で育成することは極めて困難。

今後の作業量の拡大

- 一方で、福島第一原発の緊急作業終了後も、
- 福島第一原発の炉の管理のため、当面の間、新たな作業が発生
 - 福島第一原発以外の24機のBWRプラントの定期検査等の作業は

従前と変わらず発生

○粗い試算によれば、今後1年間で、最大約3,500名の熟練技術者が必要となる。また、事故トラブル等の予定外の事象への対応にも多くの熟練技術者を必要となる可能性がある。

人員の著しい逼迫

○結果として、今後1,000~2,000名前後の熟練技術者が不足する事態が継続することとなる。これは、福島第一原発の処理及び全国の原子力発電所の運用に重大な支障を来す。

○また、熟練作業員個人にとっては、危険を犯して緊急作業に従事することが将来の職の喪失につながるため、作業忌避の発生や意欲の低下が懸念される。中でも、福島第一原子力発電所とともにキャリアを重ね、現地に愛着のある熟練作業員にとっては苦渋の決断となる。

対処方針

○文部科学省の放射線審議会「国際放射線防護委員会（ICRP）2007年勧告（Pub. 103）の国内制度等への取入れについて—第二次中間報告—」（本年1月）では、「緊急作業者が高線量の被ばくを受けたときの扱いについて、当該作業者が緊急作業により受けた線量は平常の線量と区別されるべきであり、事業者は、生涯線量1Svと緊急作業で受けた被ばく線量との関係により当該作業者の将来の放射線取扱業務に大きな影響を与えないような措置を講ずるべき」とされている。

○この審議会報告に沿って、厚生労働省の解釈を修正し、下記の整理とすべきである。

—今回の緊急時作業で受けた線量は、平常時の線量限度の枠外で扱う
—作業員の安全性は、生涯線量1Svを遵守することで担保する